

令和6年度 電波の利用状況調査 (公共業務用無線局)

－ 調査結果概要 －

**令和7年4月
総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課 重要無線室**

目 次

電波の利用状況調査の概要	・・・ P3
令和6年度 公共業務用無線局の調査結果	・・・ P8
他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム	・・・ P10
アナログ方式を用いるシステム	・・・ P26

電波の利用状況調査の概要

1. 調査対象

公共業務用無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、検討対象となった国の31システム

(他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム:9システム
アナログ方式を用いるシステム:22システム)

2. 調査対象無線局

免許人数 31者

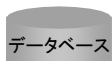
※複数の電波利用システムを利用している免許人は、当該複数をカウントしているため、実際の免許人数より多い。

無線局数 17,562局

※複数の電波利用システムに属している無線局は、当該複数をカウントしているため、実際の無線局数より多い。

3. 調査方法

PARTNER調査



PARTNER

(総合無線局管理ファイル)



調査事項：無線局数、免許人数、電波の型式等

対象：全ての電波利用システム

調査票調査



免許人



調査事項：年間の運用時間・運用区域、移行計画、
運用管理取組状況等

対象：①公共業務用無線局(システム単位)
②上記以外の各種無線システム
・通常調査対象システム(システム単位)
・重点調査対象システム(無線局単位)

※免許不要局は登録証明機関等に出荷台数等の調査を実施

電波の発射状況調査



無線局



調査事項：実運用時間、運用エリア等

対象：主に重点調査対象システム

※公共業務用無線局に関する調査では実施していない

✓ 通常・重点調査対象システム

○周波数の使用期限があるもの、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システムを調査票調査の対象システムに選定

○そのうち、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、移行状況を把握する必要があるもの等について、重点調査対象システムに選定

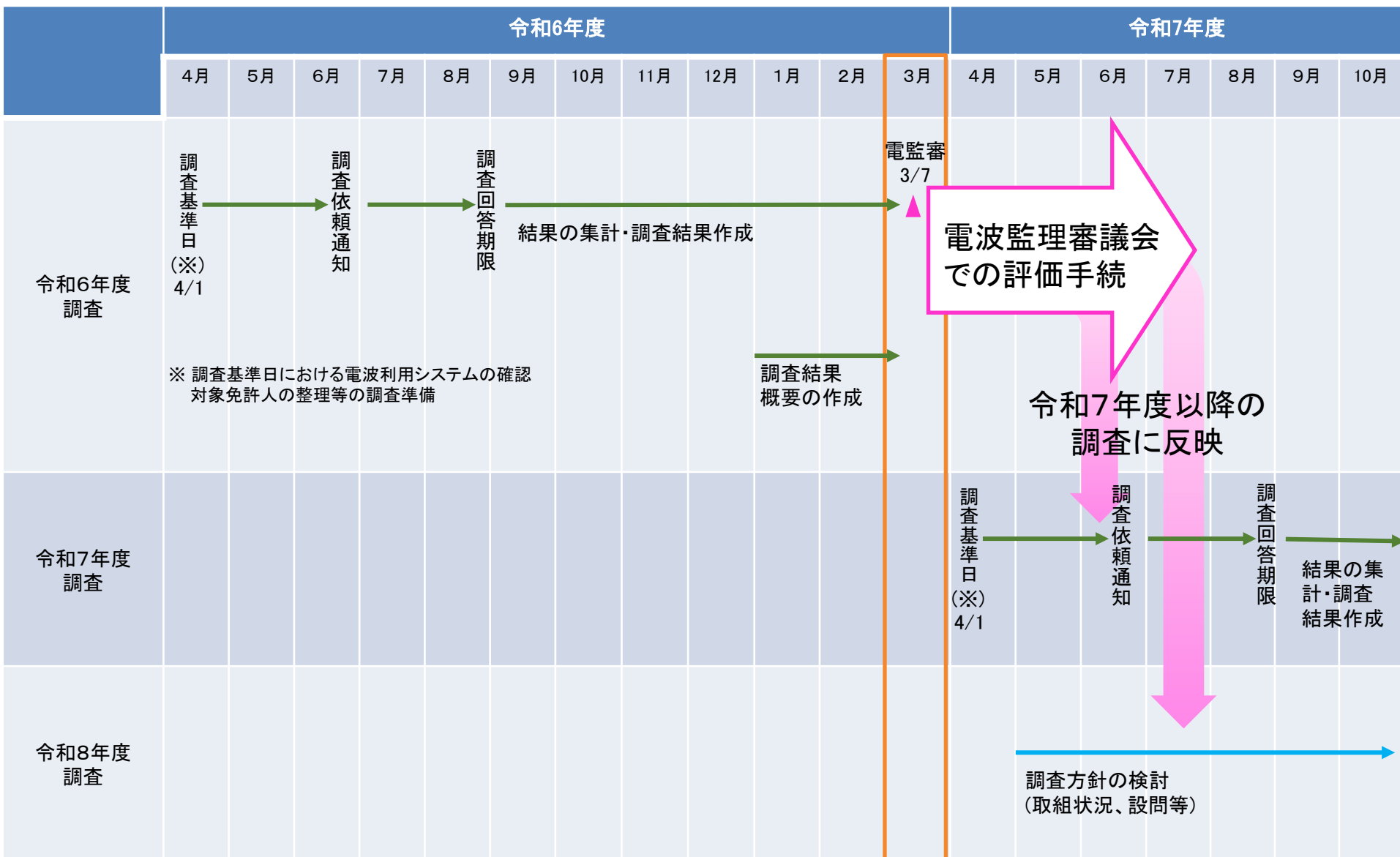
※通常調査対象システム：重点調査以外の調査票調査対象システムとする

重点調査対象：重点調査告示(※)に合致するもの

(※)次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

4. スケジュール



有効利用評価方針の評価の事項	PARTNER調査	調査票調査	備考
① 無線局の数	○		※1
② 無線局の行う無線通信の通信量		○	※1
③ 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況		○	※1
④ 免許人の数	○		※2
⑤ 無線局の目的及び用途	○		※2
⑥ 無線設備の使用技術	○	(○)	※2
⑦ 無線局の具体的な使用実態		○	※2
⑧ 他の電気通信手段への代替可能性		○	※2
⑨ 電波を有効利用するための計画		○	※2
⑩ 使用周波数の移行計画		○	※2

有効利用評価方針の評価の考慮事項	PARTNER調査	調査票調査	備考
(1) 社会的貢献性		○	※3
(2) 運用取組状況		○	※3

※1 電波法第26条の3第1項第1号から第3号までにおいて規定

※2 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第1項第2号ニからヌまでにおいて規定

※3 有効利用評価方針「三 評価の事項、方法及び基準」中「5」において規定

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表する(根拠規定：電波法第26条の2)。

電波監理審議会は、当該結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行う(根拠規定：電波法第26条の3)。この評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施。

電波の利用状況の調査〔電波法第26条の2第1項〕

電気通信業務用基地局

(携帯電話・全国BWA)

(毎年)

〔法第26条の2第1項第1号〕

電気通信業務用基地局以外の無線局

〔法第26条の2第1項第2号〕

公共業務用無線局

(毎年)

〔省令第3条第1項第2号〕

各種無線システム

①714MHz以下(令和6年度)

②714MHz超(令和7年度)

〔省令第3条第1項第3号〕

臨時の利用状況調査

(必要に応じ)

〔省令第7条〕

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

…総務大臣

…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表

〔法第26条の2第2項〕

有効利用評価方針の事前公表

〔法第26条の3第2項〕

評価(案)の検討

事業者ヒアリング〔法第26条の3第5項〕

評価(案)に対する意見募集

意見募集内容の検討

評価結果の公表

〔法第26条の3第4項〕

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

令和6年度 公共業務用無線局の調査結果

電波利用システムごとの免許人数と無線局数の推移

9

	電波利用システム名	取組の方向性	免許人数			無線局数			ページ 番号
			令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	
他 需要 顕在 化	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)	廃止	1者	1者	増減なし	17局	17局	増減なし	12
	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)	周波数共用	2者	2者	増減なし	55局	55局	増減なし	14
	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	周波数共用	3者	3者	増減なし	1,114局	1,112局	2局減少	16
	38GHz帯FWA	周波数共用	1者	1者	増減なし	90局	90局	増減なし	18
	(*)【不公表システムB】	周波数共用	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】						20
ア ナ ロ グ 方 式	路側通信(MF帯)(特別業務の局)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	28局	19局	9局減少	29
	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)	廃止	1者	1者	増減なし	302局	280局	22局減少	30
	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯)	デジタル化	2者	2者	増減なし	7,246局	7,238局	8局減少	31
	水防用(60MHz帯、150MHz帯)	デジタル化	1者	1者	増減なし	167局	167局	増減なし	32
	災害対策・水防用無線(60MHz帯)	デジタル化	1者	1者	増減なし	696局	694局	2局減少	33
	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	35局	35局	増減なし	34
	石油備蓄(150MHz帯)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	63局	63局	増減なし	35
	防災相互波(150MHz帯)	デジタル化等	3者	3者	増減なし	1,713局	1,715局	2局増加	36
	公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化	3者	3者	増減なし	59局	58局	1局減少	37
	気象援助用無線(400MHz帯)	デジタル化	1者	1者	増減なし	18局	18局	増減なし	38
	15GHz帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等	4者	4者	増減なし	135局	134局	1局減少	39
	(*)【不公表システムC】	デジタル化	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】						40
	(*)【不公表システムD】	デジタル化							41
	(*)【不公表システムE】	デジタル化							42
	(*)【不公表システムF】	デジタル化							43

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。*2 表の免許人数・無線局数については、対象の電波利用システムの免許人数・無線局数を計上したものであって、廃止、周波数移行又はデジタル化を行った場合は、免許人数・無線局数に計上されなくなる。

PARTNER調査結果のポイント

- 全体の**免許人数**は前回令和5年度調査時から**増減なし**。
- 全体の**無線局数**は前回令和5年度調査時から**1,2%減少**(231局減)している。
- 取組の方向性がデジタル化等ながらも、**無線局数が増加したシステム**(防災相互波) **あり**。

(参考：令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認した11システム)

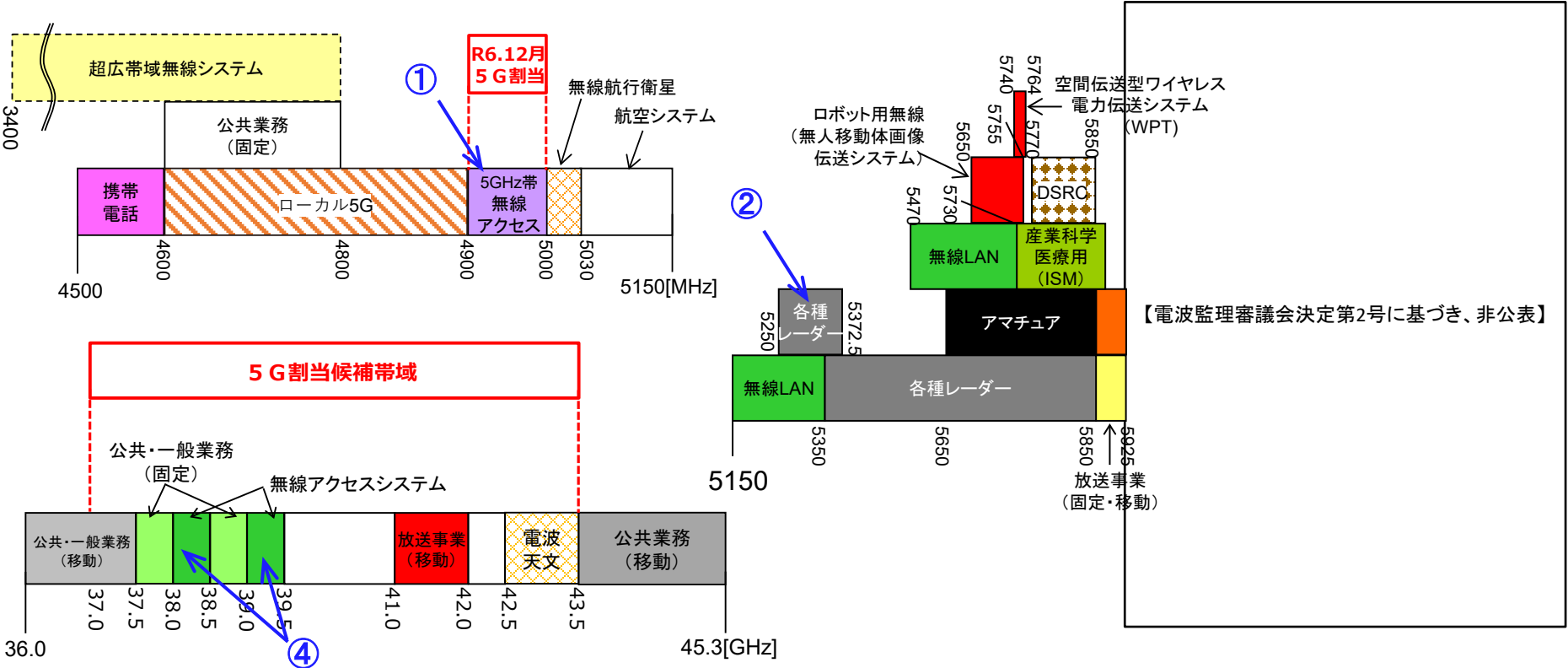
1.2GHz帯画像伝送用携帯局:22ページ、40GHz帯画像伝送(公共業務用):23ページ、40GHz帯公共・一般業務(中継系):24ページ、(*)【不公表システムA】:25ページ、水防道路用無線:45ページ、中央防災(150MHz帯):46ページ、気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局):47ページ、400MHz帯リンク回線(水防道路用):48ページ、中央防災(400MHz帯):49ページ、K-COSMOS無線(400MHz帯):50ページ、(*)【不公表システムG】:51ページ

他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム

他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム一覧

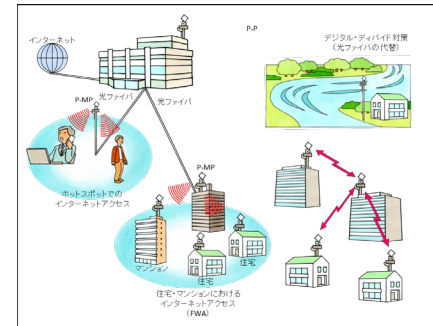
	電波利用システム名	他用途	取組の方向性	免許人数			無線局数			ページ番号
				令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	
他 需 要 顕 在 化	① 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)	5G	廃止	1者	1者	増減なし	17局	17局	増減なし	12
	② 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)	無線LAN	周波数共用	2者	2者	増減なし	55局	55局	増減なし	14
	③ 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	無線LAN	周波数共用	3者	3者	増減なし	1,114局	1,112局	2局減少	16
	④ 38GHz帯FWA	5G	周波数共用	1者	1者	増減なし	90局	90局	増減なし	18
	⑤ (*)【不公表システムB】	無線LAN	周波数共用	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】						20

(参考：令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行又は廃止を確認した4システム) 1.2GHz帯画像伝送用携帯局:22ページ、40GHz帯画像伝送(公共業務用):23ページ、40GHz帯公共・一般業務(中継系):24ページ、(*)【不公表システムA】:25ページ)



1 システム概要

本システムは、無線アクセス用として利用されている無線通信システムであり、本ヒアリングの対象となった関係府省庁においては、災害対策支援船が災害対策本部等と通信するため、荒川沿いに基地局を設置し、運用されている。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

- 関係府省庁(*)から、代替手段としてローカル5G等の利用可能性について検討を実施しているが、代替手段を利用するための設備導入に係る予算確保が課題であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)	1者	1者	1者	1者	17局	17局	17局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100%(1者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(1者)が「0時台～23時台」と回答した。

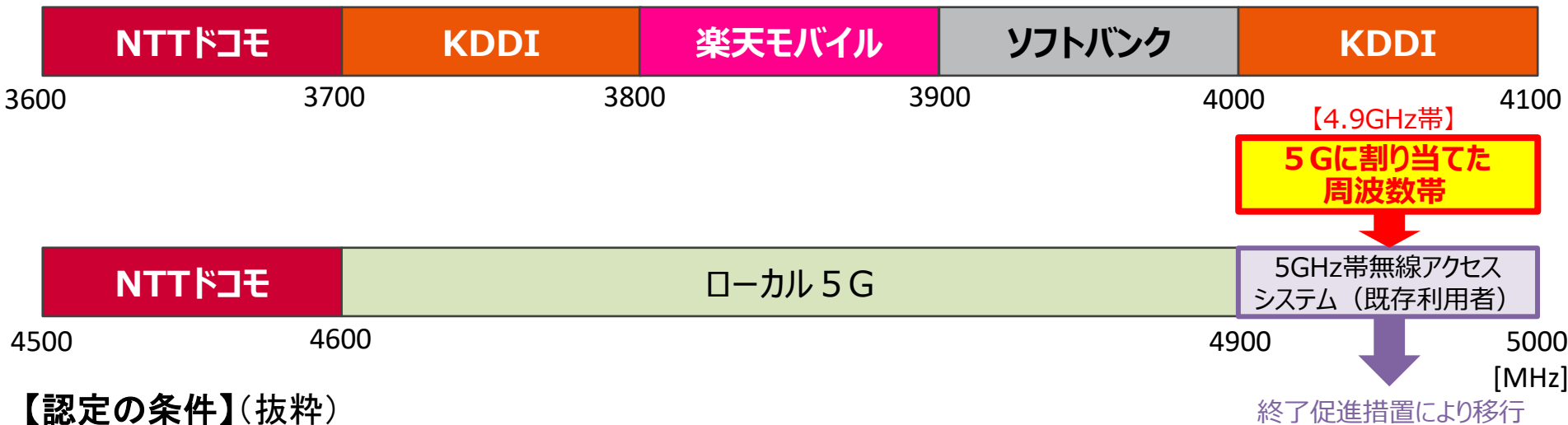
5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の100%(1者)が「移行・代替・廃止の予定は今後検討」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	－
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100%(1者)が「増加予定」と回答した。
増加理由又は減少理由	「使用エリアやサービスの拡大予定のため」と回答した。

- 令和6年12月、携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社）に対し、4.9GHz帯の周波数を指定して、開設計画を認定。
- 認定に当たっては、既存無線システムである「5GHz帯無線アクセスシステム」の終了促進措置等に係る条件を付与。
- 今後、携帯電話事業者が移行費用等を負担する「**終了促進措置**」に基づき、**5GHz帯無線アクセスシステムについては、令和18年3月31日までに、他の無線システム（無線LAN、固定通信、ローカル5G等）へ移行等を予定**。なお、5GHz帯無線アクセスシステムの新規開設が可能な期限は、令和8年3月31日。

【特定基地局の開設計画の認定】

- 認定開設者 ソフトバンク株式会社
- 認定の有効期間 認定日から16年間
- 指定周波数 4,900MHzを超え5,000MHz以下



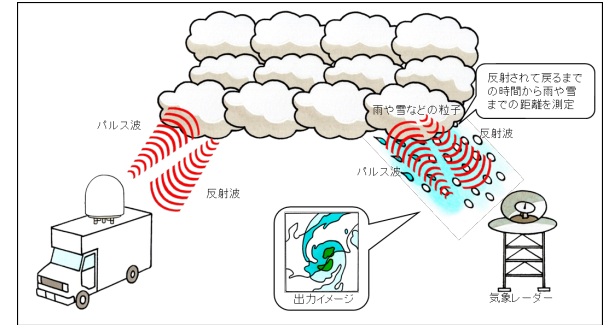
【認定の条件】(抜粋)

(終了促進措置)

◆ 終了促進措置の実施に関して、多数の対象免許人等が、多様な用途に5GHz帯無線アクセスシステムを使用していることを踏まえ、対象免許人等との間で、丁寧かつ十分な合意形成を図り、円滑かつ着実な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。

1 システム概要

本システムは、全般的な気象観測等を行う気象レーダーであり、波長が5cm程度で降雨減衰が少なく、観測範囲が200～300kmといった広域にわたる雨雲の状況を観測することに適している無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

周波数共用

- 関係府省庁(*)から、更なる狭帯域化や5GHz帯無線LANとの周波数共用検討を促進し、気象レーダーの高度化により周波数の利用効率を一層高めることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)	2者	2者	2者	22者	55局	55局	55局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100%(22者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(22者)が「0時台～23時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の100%(22者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	全てが「代替可能なシステムがないため」と回答した。
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100%(22者)が「増減の予定なし」と回答した。
増加理由又は減少理由	—

- 令和6年12月、5GHz帯気象レーダー等との共用検討を踏まえ、情報通信審議会から「5GHz帯無線LANの上空利用に係る技術的条件」に係る一部答申を受けた。
- 令和7年3月、電波監理審議会において電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る制度整備）に係る答申を受け、令和7年4月7日に当該省令等を公布・施行済。
- 気象レーダーに有害な干渉を与えない市区町村を無線LAN上空利用の開設区域として指定（令和7年総務省告示第143号）の上、かつ必要な運用調整を実施した上で気象レーダーと無線LAN（上空利用）の周波数共用が可能となった。

5.2GHz帯無線LANは、大規模な基地局設備等がない場合でも、ドローンさえあれば高精細な映像の送受信が可能ことから、初期導入コストが抑えられ、さまざま分野での利用が期待されている。

(無線LANの上空利用イメージ)

特長

5GHz帯で初

5GHz帯で上空利用初
混雑している2.4GHz帯より快適
※開設区域有、要運用調整

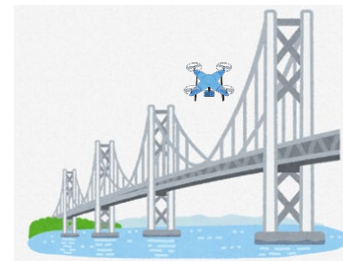
手軽に利用可

大規模な基地局設備が不要で
登録局として簡易な手続きにより
スムーズに利用ができる

高画質

2.4GHz帯と比較して高速・大容量・
低遅延で高画質な空撮が実現

※通信距離：数百メートル程度

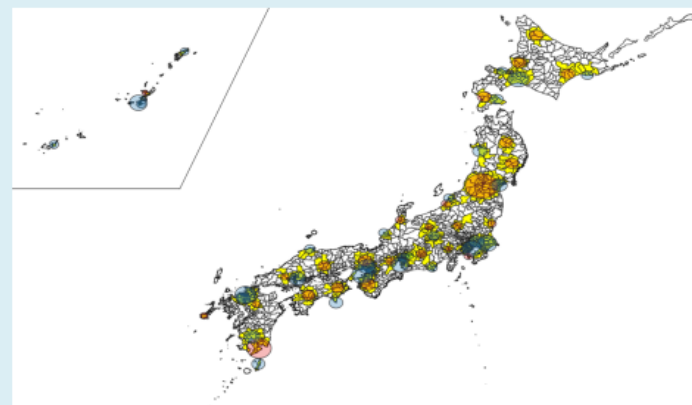


橋梁点検

<開設区域の設定>

隣接周波数帯域である5.3GHz帯を使用する気象レーダーに有害な干渉を与えないため、登録局（5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局）の開設区域を設定する必要がある。

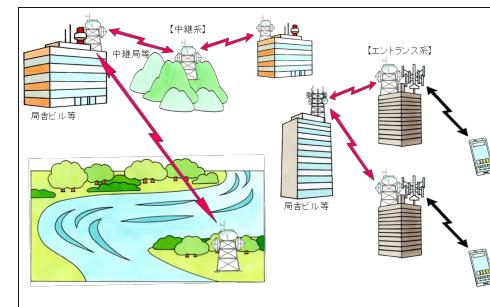
- ✓ 5.2GHz帯高出力データ通信システムの帯域外漏えい電力の規定値及び各レーダーの諸元をもとに、携帯基地局及び携帯局の運用により気象レーダーに有害な影響を与えない距離（離隔距離）を計算。
- ✓ 各気象レーダーからの離隔距離の範囲外に存在する市区町村を開設区域として設定。



(参考) 離隔距離以内に存在する市区町村を黄色ハイライトした結果

1 システム概要

本システムは、音声、データ及び画像（映像を含む）などの多様な情報を伝送する無線通信システムであり、雨や霧による影響が少ないことや広い帯域を使用できることから、中長距離の通信に適しており、概ね50kmまでの長スパンにおいて用途に応じた伝送（6Mbps～208Mbps）に利用されている。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

周波数共用

- 関係府省庁(*)が6.5GHz帯固定マイクロと無線 LANの周波数共用に向けた検討に参画しているものの、無線LANとの周波数共用条件について情報通信審議会の一部答申が令和4年4月に行われた電気通信業務用の6GHz帯固定マイクロと共用する周波数帯とは異なり、公共業務用無線局と共用する周波数帯では、現時点において周波数共用条件に関して双方の合意点を見いだすことが出来ず、継続検討となっていることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	3者	3者	3者	23者	1,129局	1,114局	1,112局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の91.3%(21者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(23者)が「10時台～11時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の52.2%(12者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	予定なしと回答した者のうち91.7%(11者)が「代替可能なシステムがないため」と回答した。
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100%(23者)が「増減の予定なし」と回答した。
増加理由又は減少理由	—

- **令和6年10月**、情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 5.2GHz帯及び6GHz帯無線LAN作業班の下に、共用条件の前提となるAFCシステムの運用主体や干渉対応フロー等について議論を行うため「**AFCシステム*運用検討アドホックグループ**」を設置し、同アドホックグループにおいて、AFC運用の考え方（運用主体、ビジネスモデルなど）について検討しているところ。
* AFC（Automated Frequency Coordination）システム：既存無線システムに有害な干渉を与えることなく、無線LANのアクセスポイントが利用可能な周波数等を算定し、同アクセスポイントに通知等するシステム。
- 今後、**令和7年度に実施予定の実機検証など**を経て、令和7年度末にAFC運用を前提とした技術的条件の策定を目指す。

■ AFC運用イメージ



■ 我が国におけるAFC運用に関する基本的な考え方（一部抜粋）

(1) AFCシステムオペレータの主体

- ・持続可能な運用体制を希求し、かつ国（総務省）が管理する情報を適切に取り扱うなどの要件を踏まえると、オペレーターは一定の公益性を保持する機関や団体を主体とすること、または 関与させることが有効な方法であると考えられる。

(2) オペレータに対する監督体制

- ・国においては、AFCに係る監督体制の構築を図るべきである。

(3) ビジネスモデル

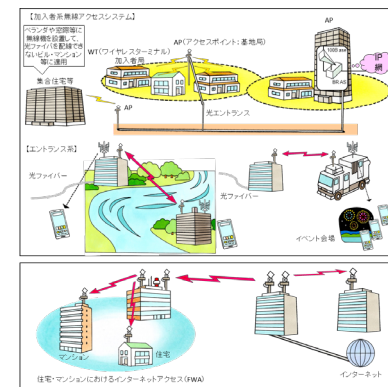
- ・諸外国におけるビジネスモデル等も参考にしつつ、オペレーターとなる主体が最適なビジネスモデルを模索したうえで、将来にわたって持続可能な運用体制を維持するための方策を検討し、着実に運用を継続すべきである。

(4) AFCシステムの実運用

- ・AFCシステムは、既存無線システムを保護するためのものであり、AFCに由来する有害な干渉が発生した場合には、対象エリアにおいて関係する周波数の利用を制限するなどの措置を講じるべきである。

1 システム概要

本システムは、関係府省庁等との電話、FAX、テレビ会議等のための主回線として使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

周波数共用

- 関係府省庁(*)から、総務省等における今後の技術検討の動向を注視するが、耐災害性では有線回線と比較し38GHz帯FWAによる無線回線が優位であるため、今後の周波数共用方策の検討においては、許容可能な被干渉量となるかについて注視したいとの意向を確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
38GHz帯FWA	1者	1者	1者	1者	90局	90局	90局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100%(1者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(1者)が「0時台～23時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の100%(1者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	全てが「移行・代替の必要性を感じないため」と回答した。
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	全体の100%(1者)が「増減の予定なし」と回答した。
増加理由又は減少理由	—

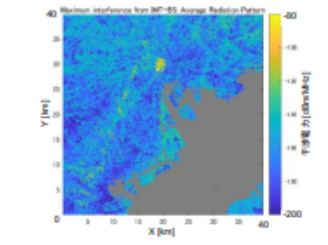
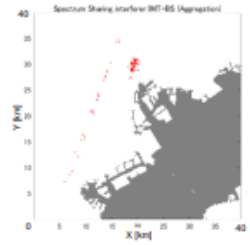
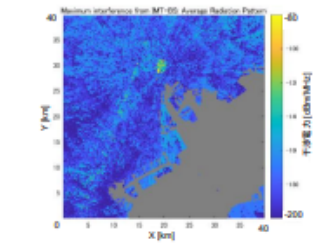
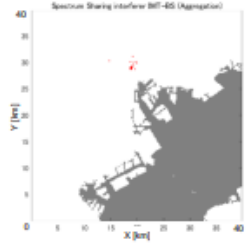
- **令和6年12月**、情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会において、「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」の検討を開始。
- 同委員会において**既存無線システムとの共用検討等を実施**の上、それらを取りまとめた**新世代モバイル通信システム委員会報告（案）**について、令和7年4月3日から同年5月7日までの間、**意見募集中**。
- 同報告（案）において、**38GHz帯FWAを保護するエリアの設定**や**事業者間調整等**により、38GHz帯FWAと5Gとの**共用可能性は高い**との検討結果が得られている。

■ 40GHz帯における他の無線システムとの共用検討結果

（38GHz帯FWAと5G間の共用検討部分を一部抜粋）

保護エリア（5G基地局が干渉する地理的広がり）状況の確認のため、中央防災無線等で運用の常設局（100局程度）の実際の置局情報及び無線諸元情報より、5G基地局からの合成干渉量による干渉検討を実施。
保護エリアは、同一周波数については3km²程度、隣接周波数は1km²程度の結果となった。

※共用判定分布における赤色の領域が保護エリア

同一周波数 /隣接周波数	5G基地局からFWAへの干渉電力分布 [dBm/MHz]	5G基地局からFWAへの干渉における 共用判定分布	保護エリア面積[km ²]
同一周波数			3.16
隣接周波数			0.64

② FWA（同一・隣接）
5G → FWA
FWA → 5G

【同一周波数】

- ・ 所要離隔距離は37km程度、保護エリアは3km²程度。

【隣接周波数】

- ・ 所要離隔距離は30km程度、保護エリアは1km²程度。

- ・ 中央防災無線等で運用されている常設局（100局程度）に対する実際の置局情報を考慮した**保護エリアは、干渉検討結果より同一周波数・隣接周波数ともに限定的であり、共用可能性は高いものと考えられる。**
- ・ なお、干渉検討結果は5G基地局が地理的に稠密に置局された前提のもとでの計算結果であることより、**5G基地局の設置状況を適切に管理し、不要発射等無線局実力値やサイトエンジニアリングも考慮した事業者間調整により、共用可能性は更に高まる**ことが考えられる。

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

周波数共用

- 関係府省庁(*)から、無線LANとの周波数共用に向けた技術検討を実施中であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

（令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム）

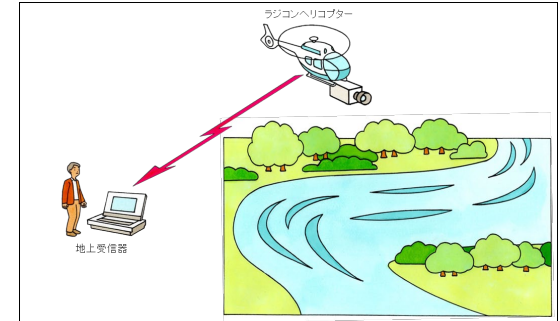
1.2GHz帯画像伝送用携帯局

22

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、人の立ち入りが困難な災害現場等において、被災状況等を撮影し、リアルタイムに地上へ映像を伝送するために使用するアナログ方式の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

➤ 関係府省庁(*)から、1.2GHz帯画像伝送用携帯局について令和 3 年に廃止済みであることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	-
電波の発射時間帯	-

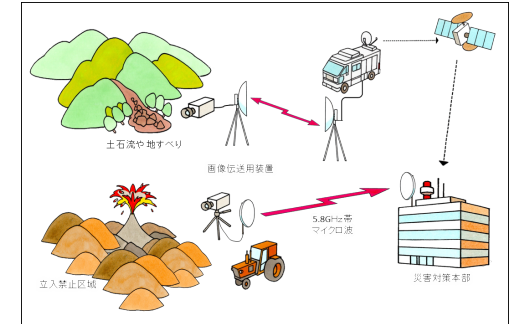
5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	-
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	-
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	-
増加理由又は減少理由	-

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、地上の災害や事故現場等の映像を伝送する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

➤ 2府省庁(*)が廃止済みであり、別の関係府省庁(*)は令和4年7月に廃止済みであることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40GHz帯画像伝送(公共業務用)	1者	0者	0者	0者	1局	0局	0局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	－
電波の発射時間帯	－

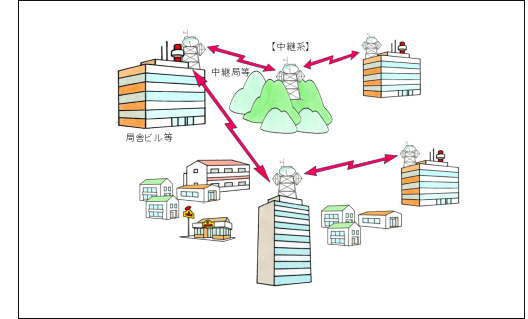
5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	－
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	－
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	－
増加理由又は減少理由	－

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、音声、データ及び画像(映像を含む)などの多様な情報を伝送する無線通信システムであり、電波の直進性に優れている反面、6.5GHz帯及び7.5GHz帯に比べて雨や霧による影響を受けやすいことから、比較的短い距離の通信に適しており、概ね2～3kmまでのスパンにおいて用途に応じた伝送(6Mbps～30Mbps)に用いられている。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

周波数移行

➤ 関係府省庁(*)からのヒアリングにおいて、18GHz 帯FWAに移行し、令和4年4月に廃止済みであることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40GHz帯公共・一般業務(中継系)	1者	0者	0者	0者	2局	0局	0局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	－
電波の発射時間帯	－

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	－
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	－
今後、3年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無	－
増加理由又は減少理由	－

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

周波数移行

➤ 関係府省庁(*)から、令和4年度末までに周波数移行が完了する予定であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

アナログ方式を用いるシステム

アナログ方式を用いるシステム一覧

27

	電波利用システム名	取組の方向性	免許人数			無線局数			ページ番号
			令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	
アナログ方式	路側通信(MF帯)(特別業務の局)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	28局	19局	9局減少	29
	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)	廃止	1者	1者	増減なし	302局	280局	22局減少	30
	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯)	デジタル化	2者	2者	増減なし	7,246局	7,238局	8局減少	31
	水防用(60MHz帯、150MHz帯)	デジタル化	1者	1者	増減なし	167局	167局	増減なし	32
	災害対策・水防用無線(60MHz帯)	デジタル化	1者	1者	増減なし	696局	694局	2局減少	33
	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	35局	35局	増減なし	34
	石油備蓄(150MHz帯)	デジタル化等	1者	1者	増減なし	63局	63局	増減なし	35
	防災相互波(150MHz帯)	デジタル化等	3者	3者	増減なし	1,713局	1,715局	2局増加	36
	公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化	3者	3者	増減なし	59局	58局	1局減少	37
	気象援助用無線(400MHz帯)	デジタル化	1者	1者	増減なし	18局	18局	増減なし	38
	15GHz帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等	4者	4者	増減なし	135局	134局	1局減少	39
	(*)【不公表システムC】	デジタル化	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】						40
	(*)【不公表システムD】	デジタル化							41
	(*)【不公表システムE】	デジタル化							42
	(*)【不公表システムF】	デジタル化							43

 … 総務省においてデジタル方式の技術を検討中

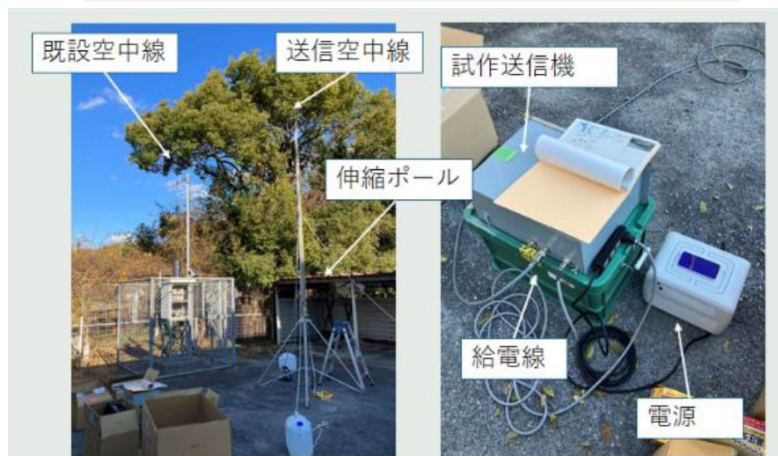
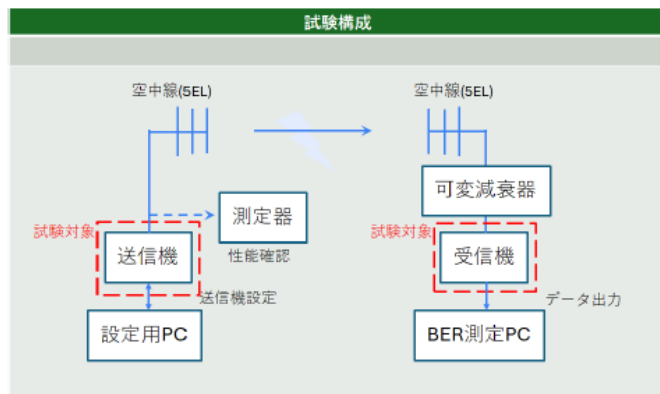
(参考：令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認した11システム)
 水防道路用無線:45ページ、中央防災(150MHz帯):46ページ、気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局):47ページ、400MHz帯リンク回線(水防道路用):48ページ、中央防災(400MHz帯):49ページ、K-COSMOS無線(400MHz帯):50ページ、(*)【不公表システムG】:51ページ

(参考) デジタル方式の技術検討状況

- 令和4年度から令和6年度までの3年間、総務省において、アナログ方式で運用されている公共業務用無線局（テレメータ、水防用、災害対策・水防用無線、ヘリテレ連絡用、気象援助用無線）について、より周波数効率の高いデジタル方式の導入に向け、技術的な検討・評価を実施。
- 関係府省庁にも参画いただき、標準的な導入モデル等の調査、試験機の試作、総合実証試験等を実施し、デジタル方式の技術的な要件案をとりまとめ。
- 今後、令和7年度に情報通信審議会における検討等を開始し、制度化可能なシステムから順次、制度化を目指す。

< 気象援助用無線 >

- 総合実証試験 -

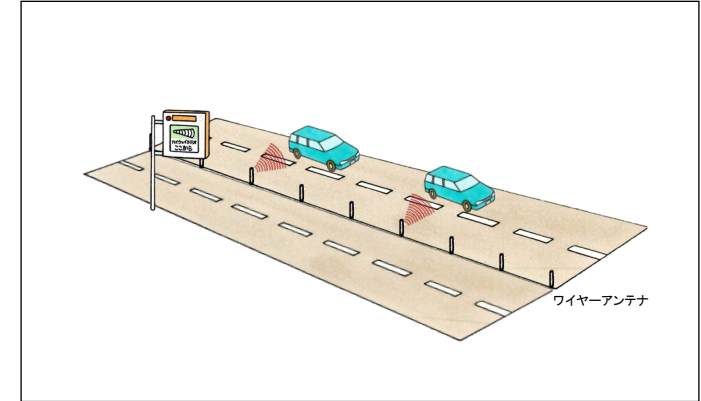


- デジタル方式の技術的な要件案 -

No	項目	デジタル方式導入モデル
1	無線周波数帯	402.0MHz～406.0MHz
2	周波数の許容偏差	±0.9ppm以内
3	空中線送信電力	0.3W、1 W (-50%～+20%)
4	隣接チャネル漏えい電力	-45dB以下 (≤ 1 Wの場合)
5	帯域外におけるスプリアス発射の許容値	25μW以下
6	スプリアス領域における不要発射の許容値	25μW以下
7	占有周波数帯幅	5.8kHz以下
8	変調方式	4値FSK
9	電波型式	F1D
10	チャネル間隔	6.25kHz
11	アクセス方式	SCPC
12	通信方式	単信

1 システム概要

本システムは、国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するための無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

- 関係府省庁(*)から、V-Low帯域(95～108MHz)の活用方策の検討に参画し、FM方式への移行可能性について検討を実施したことを確認した。また、別の関係府省庁(*)は、令和3年度にシステムを廃止したことを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
路側通信(MF帯)(特別業務の局)	1者	1者	1者	4者	45局	28局	19局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

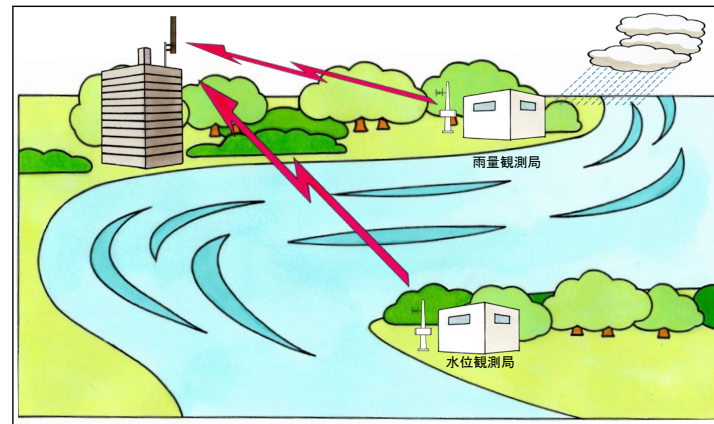
年間の発射日数	全体の100%(4者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(4者)が「0時台～23時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の100%(4者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	全てが「維持含め検討中のため」と回答した。

1 システム概要

本システムは、テレメータとして利用されている無線通信システムであり、本ヒアリングの対象となった関係府省庁においては、航路標識(主に海上標識)の灯火等の状況を確認するため、標識と運用所の間で監視信号を伝送するために利用されている。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

- 関係府省庁(*)から、携帯電話網を活用した新たなシステムへの移行による廃止を進めているが、当該システムは主に海上の航路標識(灯浮標等)に多数設置しており、直ちに移行完了は難しいため、灯浮標等の交換周期にあわせ順次新たなシステムに移行予定であるとともに、携帯電話網の活用は導入・運用コストや無線局の免許手続き等の面で利点があることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)	1者	1者	1者	8者	335局	302局	280局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

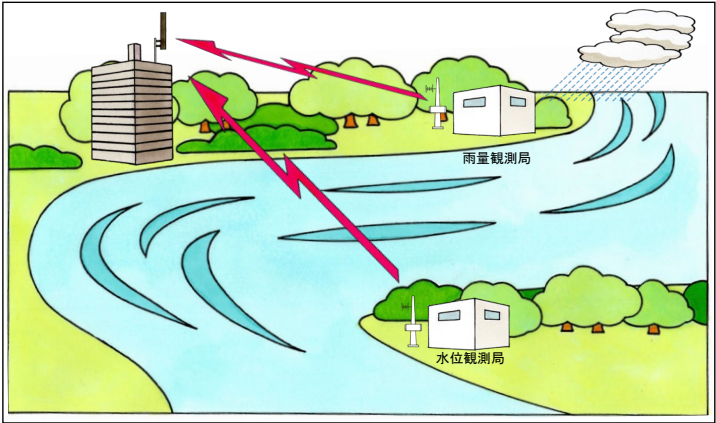
年間の発射日数	全体の100%(8者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の62.5%(5者)が「18時台～20時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の62.5%(5者)が「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	-

1 システム概要

本システムは、河川水位計や雨量計等のデータを伝送する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性	デジタル化
--------------------------------	-------

➤ 関係府省庁(*)から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯)	2者	2者	2者	20者	7,320局	7,246局	7,238局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

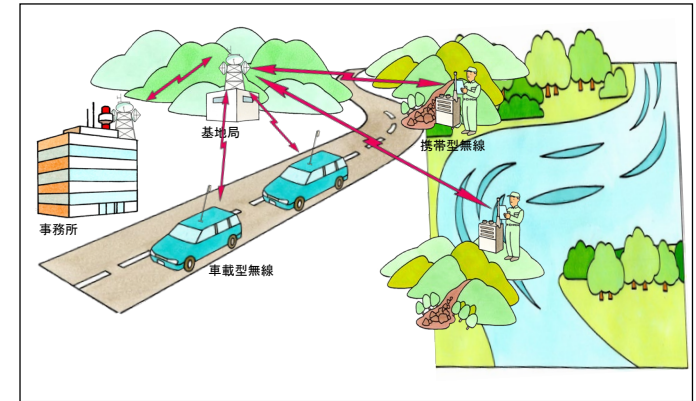
年間の発射日数	全体の95%(19者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の95%(19者)が「9時台～12時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の90%(18者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	予定なしと回答した者の77.8%(14者)が「代替可能なシステムがないため」と回答した。

1 システム概要

本システムは、水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡に使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

- 関係府省庁(*)から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水防用(60MHz帯、150MHz帯)	1者	1者	1者	8者	172局	167局	167局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

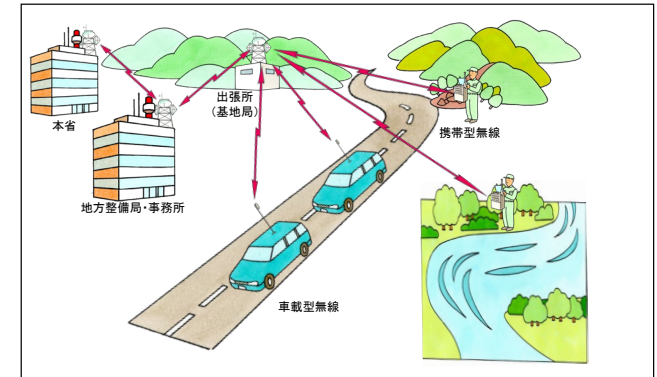
年間の発射日数	全体の25%(2者)が「366日(うるう年)」又は「1日～30日」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の71.4%(5者)が「9時台～12時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の50%(4者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	予定なしと回答した者のうち75%(3者)が「立地上、デジタル通信は困難なため」等と回答した。

1 システム概要

本システムは、水防ダム、砂防ダム等の保守管理に使用しており、山間部等見通し外通信が主な地域における音声通信用の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

- 関係府省庁(*)から、技術試験事務の実施に向けては、デジタル方式の要件として、山間部の既存局舎と通信可能な伝搬特性、整備・維持費用の削減について検討されるべきとの意見があった(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害対策・水防用無線(60MHz帯)	1者	1者	1者	9者	753局	696局	694局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

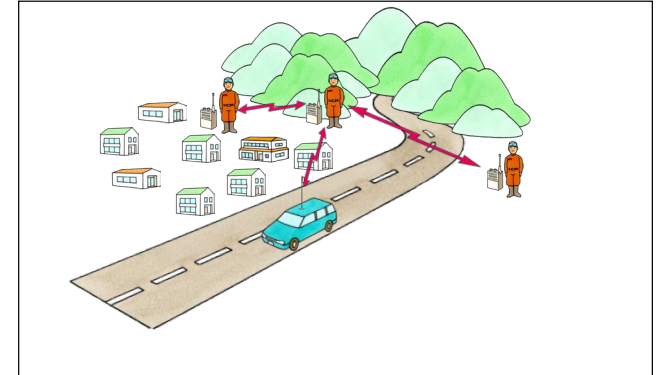
年間の発射日数	全体の55.6%(5者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(9者)が「13時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の100%(9者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	全てが「代替可能なシステムがないため」と回答した。

1 システム概要

本システムは、災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

- 関係府省庁(*)から、当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)での代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討するとの取組の状況を確認した。なお、公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)の導入に関して、関係府省庁より、携帯電話網が使用出来ない場合に通信が確保できる対策が求められるとの認識が示された(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)	1者	1者	1者	1者	35局	35局	35局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

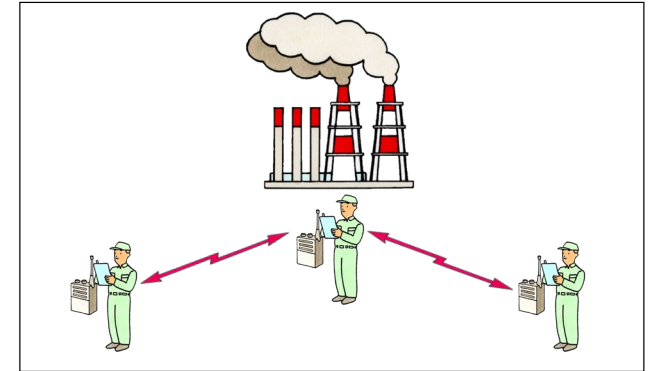
年間の発射日数	全体の100%(1者)が「1日～30日」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(1者)が「10時台～11時台」、「13時台～14時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

特定システムへの移行・代替予定の有無	全体の100%(1者)が「移行・代替予定なし」と回答した。
特定システムへの移行・代替予定がない理由	「災害時、非常時に使用できない恐れがあるため」と回答した。

1 システム概要

本システムは、国家石油備蓄基地(むつ・秋田・菊間)で使用している音声連絡用の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

- 関係府省庁(*)から、令和3年2月に一部の石油備蓄基地においてデジタル方式への変更が進んでおり、今後、更新時期(概ね10年以内を想定)でのデジタル化対応を基本としつつも、石油備蓄の重要性を踏まえた傍受に対するセキュリティ確保の観点を考慮し、早期のデジタル化について検討を実施することを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石油備蓄(150MHz帯)	1者	1者	1者	2者	63局	63局	63局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の50%(1者)が「366日(うるう年)」又は「1日～30日」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の50%(1者)が「5時台～7時台」、「9時台～11時台」、「16時台～22時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の50%(1者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	「移行・代替の必要性を感じないため」と回答した。

1 システム概要

本システムは、大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡手段として使用する無線通信システムである。

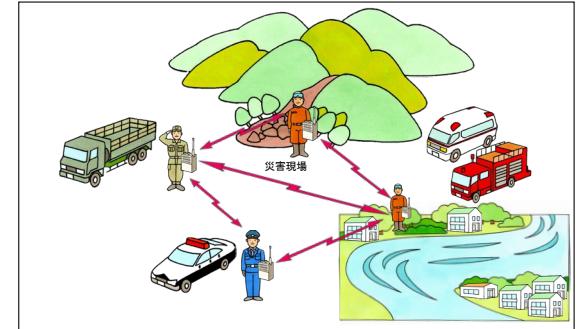
2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

➤ 関係府省庁ごとに以下のとおり進捗状況を確認した(R4.6時点)。

- (*)デジタル化の方向性を変更し、現行免許期限である令和4年11月30日をもって廃止予定。
- (*)公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)の導入に関して、十分なセキュリティ対策の実施や、携帯電話網が使用出来ない場合に通信が確保できるよう、端末間通信機能の検討等が重要であり、そのためには、防災相互波は直ちに廃局するべきものではない。
- (*)当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステム(旧:PS-LTE)での代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討。
- (*)防災ヘリコプターに搭載している1局を除いて廃止済み。防災ヘリコプターに搭載している無線機は、機器回収や撤去が容易にできない状況にあるため、無線機経年劣化を鑑みた更新計画を作成し、それに沿って廃止予定。



3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災相互波(150MHz帯)	4者	3者	3者	19者	1,739局	1,713局	1,715局

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

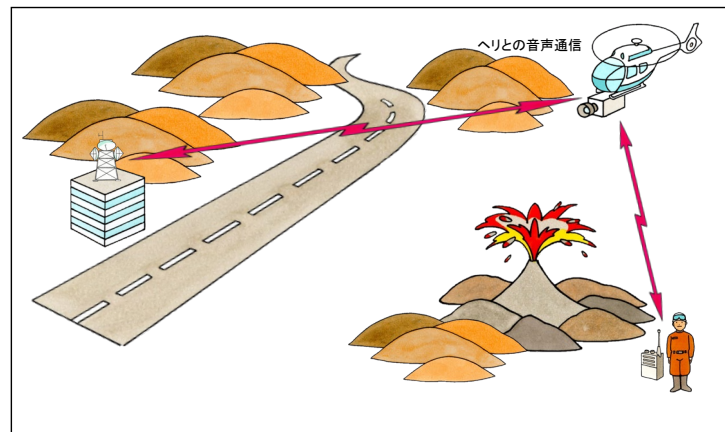
年間の発射日数	全体の89.5%(17者)が「1日～30日」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の83.3%(15者)が「10時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

特定システムへの移行・代替予定の有無	全体の57.9%(11者)が「移行・代替完了時期は未定(現行アナログ方式の利用を継続)」と回答した。
特定システムへの移行・代替予定がない理由	全てが「災害時、非常時に使用できない恐れがあるため」と回答した。

1 システム概要

本システムは、ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定用の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

- 関係府省庁(*)から、廃止の意向や、関連機器やヘリ機体の更新に合わせた機器更新を随時実施し、その際、コスト面・機能面で現行と同等以上であることを確認した上で、デジタル方式のヘリテレ連絡用の機器を採用する意向であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共業務用ヘリテレ連絡用	3者	3者	3者	11者	64局	59局	58局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

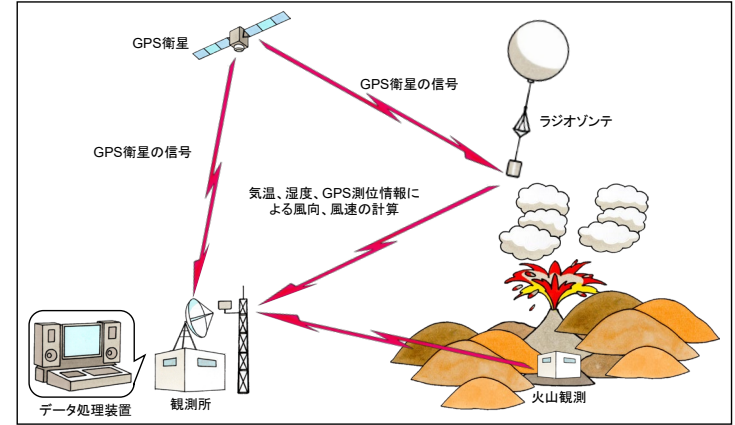
年間の発射日数	全体の72.7%(8者)が「1日～30日」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の90.9%(10者)が「13時台～14時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の81.8%(9者)が「移行・代替・廃止の予定は今後検討」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	－

1 システム概要

本システムは、気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

- 関係府省庁(*)から、周波数利用効率の高いデジタル方式の製品が登場した際は、その採用可否についても検討するとの意向を確認した。一方、一部の関係府省庁(*)から、観測機材の耐用年数を踏まえ令和2年度から令和4年度にかけてアナログ方式で更新予定（一部は有線化により廃止）であり、更新後の耐用年数は10年から20年程度であるとの状況を確認した(R4.6時点）。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
気象援助用無線(400MHz帯)	1者	1者	1者	4者	20局	18局	18局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の100%(4者)が「366日(うるう年)」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の100%(4者)が「0時台～23時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	全体の100%(4者)が「移行・代替・廃止の予定なし」と回答した。
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	全てが「移行・代替の必要性を感じないため」と回答した。

1 システム概要

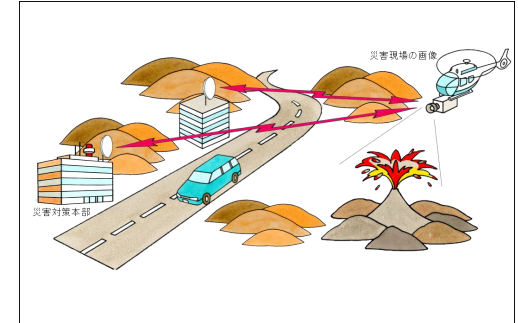
本システムは、ヘリコプター撮影動画をリアルタイム伝送するための無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

- 関係府省庁ごとに以下のとおり進捗状況を確認した(R4.6時点)。
 - (*)デジタル化に向け、順次アナログ方式の無線局を廃止又はデジタル化を実施中。
 - (*)ヘリ機体の更新に合わせ、機器更新(具体的な更新時期は未定)予定。
 - (*)ヘリサット化により1局を除き廃止済み。残る1局については、ヘリサットが取り付け可能な機体の調達を待ってヘリサット化を行い、早ければ令和6年度末に廃止可能となる予定。
 - (*)予算措置された無線局から順次デジタル化を実施している。一方、アナログ方式の受信装置が残っているため、新たに機器を整備する場合は、アナログ・デジタルいずれの受信装置にも対応すべく、両方出力可能な機器を調達し、全ての受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する。



3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
15GHz帯ヘリテレ画像伝送	4者	4者	4者	22者	142局	135局	134局

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	全体の31.8%(7者)が「1日～30日」と回答した。
電波の発射時間帯	年間の発射実績がある者の95.5%(21者)が「13時台～14時台」と回答した。

5 今後の移行・代替・廃止計画

特定システムへの移行・代替予定の有無	全体の40.9%(9者)が「移行・代替完了時期は未定(現行アナログ方式の利用を継続)」と回答した。
特定システムへの移行・代替予定がない理由	全てが「検討予定又は検討中のため」と回答した。

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

➤ 関係府省庁(*)から、デジタル化が進展(令和4年に1局を除いてデジタル化予定)していることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

- 関係府省庁(*)から、用途に合ったシステム要件を考慮しつつ、引き続き、デジタル方式の機器の導入可能性について検討していることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

➤ 関係府省庁(*)から、令和5年度以降、順次デジタル方式の無線局を導入する方向 で検討中であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

➤ 関係府省庁(*)から、デジタル化が概ね完了し、一部を除き令和4年3月末で運用を終了したことを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

（令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム）

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

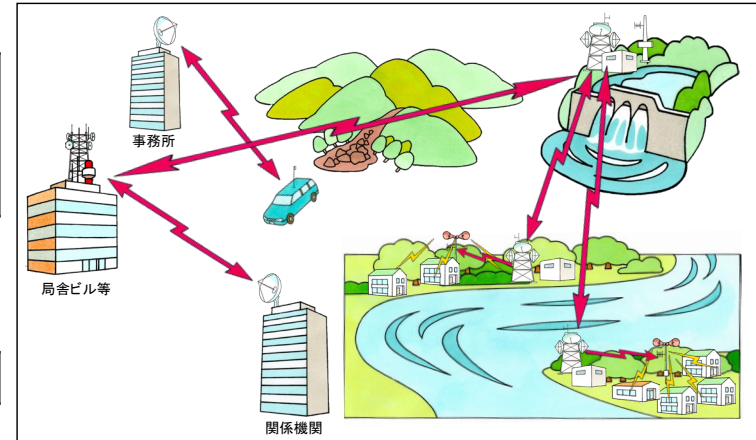
本システムは、水害対策並びに道路管理のための通信手段として、基地局と、車載又は携帯した移動局との間の連絡用として使用する無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

➤ 関係府省庁(*)から令和3年5月末に廃止していることを確認した(R4.6時点)。



3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水防道路用無線	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	－
電波の発射時間帯	－

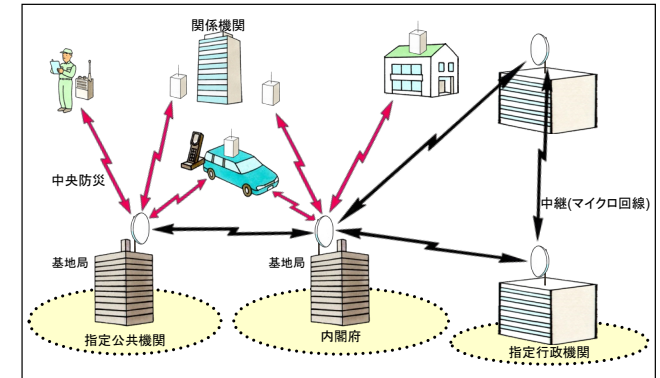
5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	－
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	－

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、災害発生時又は訓練時に車載型や携帯型の無線設備を用いて関係者間の連絡用に使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

- 関係府省庁(*)から、現在の活用状況を踏まえて検討した結果、デジタル化から方針を変更し、現行免許期限である令和4年11月をもってシステムを廃止したことを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央防災(150MHz帯)	1者	0者	0者	0者	35局	0局	0局
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】							

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	—
電波の発射時間帯	—

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	—
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	—

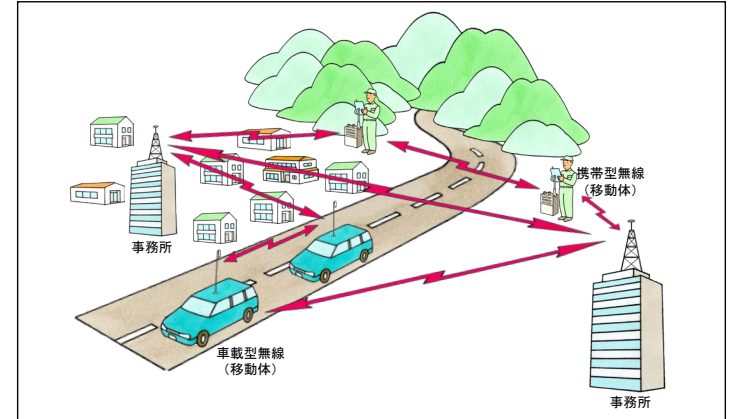
気象用無線（150MHz帯）（陸上移動局・携帯局）

47

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、地震・津波、火山災害等における緊急時の通信手段として使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

➤ 関係府省庁(*)から、令和3年6月にデジタル化済みであることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	-
電波の発射時間帯	-

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	-
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	-

400MHz帯リンク回線（水防道路用）

48

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

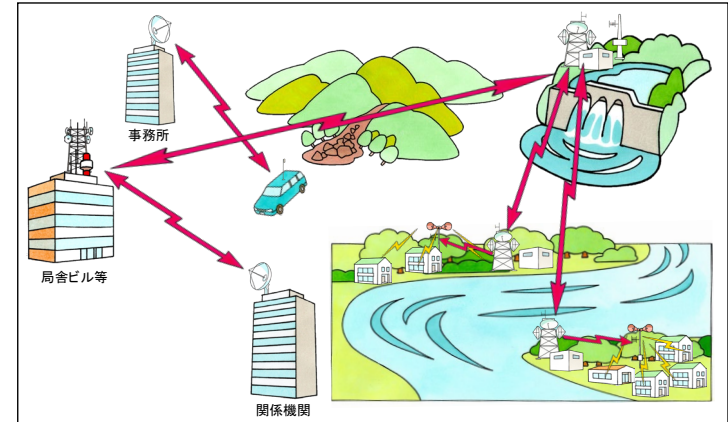
本システムは、150MHz帯のアナログ移動無線の基地局アプローチ用の回線として使用する無線通信システムである。

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

➤ 関係府省庁(*)から令和3年5月末に廃止していることを確認した(R4.6時点)。



3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
400MHz帯リンク無線(水防道路用)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	－
電波の発射時間帯	－

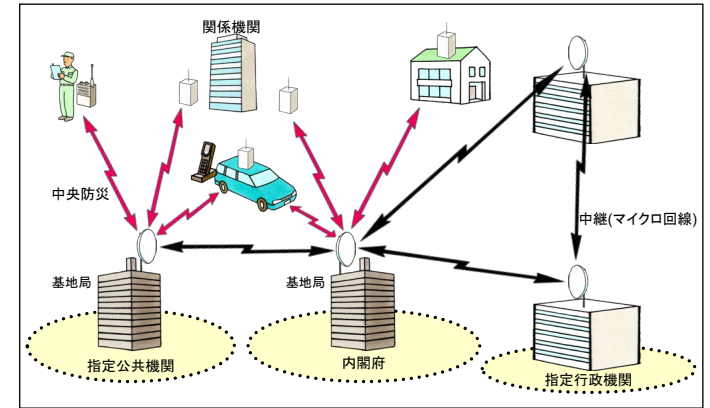
5 今後の移行・代替・廃止計画

特定システムへの移行・代替予定の有無	－
特定システムへの移行・代替予定がない理由	－

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、災害発生時又は訓練時に車載型や携帯型の無線設備を用いて関係者間の連絡用に使用する無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化等

➤ 関係省庁(*)から、デジタル化に伴い、令和4年3月末をもってアナログシステムの無線局を廃止したとの状況を確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央防災(400MHz帯)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	-
電波の発射時間帯	-

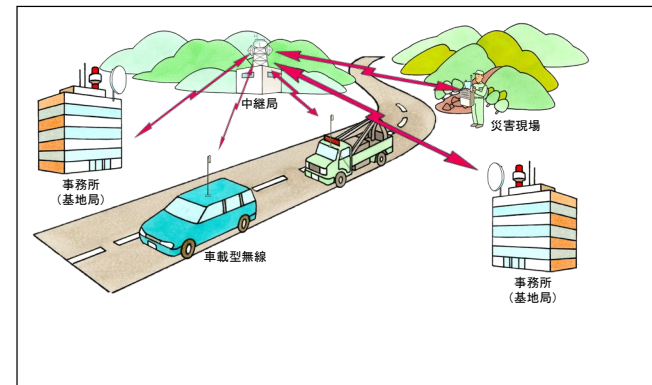
5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	-
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	-

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

本システムは、移動電話用の無線通信システムである。



2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

廃止

➤ 関係府省庁(*)から、令和3年に廃止したことを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

システム名	免許人数			免許人数 (有効回答数)	無線局数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
K-COSMOS無線(400MHz帯)	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局

4 無線局の具体的な使用実態

年間の発射日数	－
電波の発射時間帯	－

5 今後の移行・代替・廃止計画

移行・代替・廃止予定の有無(公共)	－
移行・代替・廃止予定がない理由(公共)	－

※令和5年度調査までに他の電波利用システムへの移行、廃止又はデジタル化を確認したシステム

1 システム概要

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

2 取組の方向性

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で確認された取組の方向性

デジタル化

➤ 関係府省庁(*)からは、令和4年度内にデジタル化予定であることを確認した(R4.6時点)。

3 免許人数及び無線局数

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

4 無線局の具体的な使用実態

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

5 今後の移行・代替・廃止計画

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】